

第3章. 上水道編

第6節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用					
	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円		
昭和21. 4. 1	10	2	0.17																									
22. 4. 1	10	4.5	0.38																									
23. 1. 3	10	30	3																									
24. 4. 1	10	60	7																									
26. 4. 1	10	90	9.2																									
27. 4. 1	10	110																										
28. 4. 1	10	180	23	20	360	23	20	360	23	20	360	23	20	360	23	20	360	23	20	360	23	20	360	23	20	360	23	20
29. 5. 1	10	230	25	20	460	23	20	460	23	20	460	23	20	460	23	20	460	23	20	460	23	20	460	23	20	460	23	20
39. 4. 1	10	285	30	20	570	30	100	2,400	30	100	2,400	30	100	2,400	30	100	2,400	30	100	2,400	30	100	2,400	30	100	2,400	30	100
44. 4. 1	10	385	45	10	420	50	1,000	3,500	50	100	2,300	30																
50. 8. 1	10	560	75	10	750	115																						
55. 4. 1	10	630	90	10	860	140																						
59. 4. 1	10	800	120																									
63. 4. 1	10	980	145																									
平成4. 12. 1	10	1,330	200																									

種別	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用				
	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	基本水量 m ³	料金額 円	
12. 6. 1	10	1,300	190	30m ³ を超え30m ³ までの部分	190	30m ³ を超え60m ³ までの部分	195	60m ³ を超え80m ³ までの部分	240	80m ³ を超え100m ³ までの部分	280	100m ³ を超え300m ³ までの部分	310	300m ³ を超える部分	96												
15. 4. 1 (新設)	10	1,300	190	10m ³ を超え30m ³ までの部分	190	30m ³ を超え60m ³ までの部分	195	60m ³ を超え80m ³ までの部分	240	80m ³ を超え100m ³ までの部分	280	100m ³ を超え300m ³ までの部分	310	300m ³ を超える部分	96												

工場用料金以外は上段と同じ

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一 般 用				官 庁 用				学 校 用(保育園含む)			
	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金	基本水量 ㎡	料金 円	超過料金
平成 4. 4.1	10	1,100	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	35㎡を超え 54㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え の部分	1㎡につき 10㎡までの 部分	11㎡を超え 30㎡までの 部分	31㎡を超え 60㎡までの 部分	61㎡を超え の部分	1㎡につき
8.11.1	10	1,175						130	140			100
12. 5.1	8	1,100	150	150	160	170		140	150	160	170	100
16. 5.1	8	1,100	180	190	200	210	220		190	200	210	100

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量 ㎥	料金 円	超過料金 円/㎥	基本水量 ㎥	料金 円	超過料金 円/㎥				
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	10㎥を超え 30㎥までの部分	30㎥を超え 60㎥までの部分	60㎥を超え 80㎥までの部分	80㎥を超え 100㎥までの部分				
				190	240	280	310				
平成 18.4.1	工場用	10	1,300	※上表からの読み替え (大和地区) 80 ㎥ を超え 85 ㎥ 未 満 の 部 分	100 ㎥ を超え 155 ㎥ 未 満 の 部 分	155 ㎥ を超え 220 ㎥	220 ㎥ を超え 250 ㎥				
				85 ㎥ を超え 100 ㎥ 未 満 の 部 分	100 ㎥ を超え 155 ㎥ 未 満 の 部 分	155 ㎥ を超え 220 ㎥	220 ㎥ を超え 250 ㎥				
				100 ㎥ を超え 300 ㎥ までの部分	300 ㎥ を超え 600 ㎥ までの部分	600 ㎥ を超え 800 ㎥ までの部分	800 ㎥ を超え 1000 ㎥ までの部分				
				100 ㎥ を超え 300 ㎥ までの部分	300 ㎥ を超え 600 ㎥ までの部分	600 ㎥ を超え 800 ㎥ までの部分	800 ㎥ を超え 1000 ㎥ までの部分				
				100 ㎥ を超え 300 ㎥ までの部分	300 ㎥ を超え 600 ㎥ までの部分	600 ㎥ を超え 800 ㎥ までの部分	800 ㎥ を超え 1000 ㎥ までの部分				
平成 18.4.1	湯屋用	1	135								
				福祉用	1	95					
							臨時給水用	1	515		

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量 ㎥	料金 円	超過料金 円/㎥	基本水量 ㎥	料金 円	超過料金 円/㎥				
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	10㎥を超え 30㎥までの部分	30㎥を超え 60㎥までの部分	60㎥を超え 80㎥までの部分	80㎥を超え 100㎥までの部分				
				190	240	280	300				
平成 19.3.1	工場用	10	1,300	※上表からの読み替え (大和地区) 80 ㎥ を超え 85 ㎥ 未 満 の 部 分	100 ㎥ を超え 155 ㎥ 未 満 の 部 分	155 ㎥ を超え 220 ㎥	220 ㎥ を超え 250 ㎥				
				85 ㎥ を超え 100 ㎥ 未 満 の 部 分	100 ㎥ を超え 155 ㎥ 未 満 の 部 分	155 ㎥ を超え 220 ㎥	220 ㎥ を超え 250 ㎥				
				100 ㎥ を超え 300 ㎥ までの部分	300 ㎥ を超え 600 ㎥ までの部分	600 ㎥ を超え 800 ㎥ までの部分	800 ㎥ を超え 1000 ㎥ までの部分				
				100 ㎥ を超え 300 ㎥ までの部分	300 ㎥ を超え 600 ㎥ までの部分	600 ㎥ を超え 800 ㎥ までの部分	800 ㎥ を超え 1000 ㎥ までの部分				
				100 ㎥ を超え 300 ㎥ までの部分	300 ㎥ を超え 600 ㎥ までの部分	600 ㎥ を超え 800 ㎥ までの部分	800 ㎥ を超え 1000 ㎥ までの部分				
平成 19.3.1	湯屋用*	1	135								
				福祉用	1	95					
							臨時給水用	1	515		

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

【簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別	一般用				官庁用				学校用(保育園含む)														
	基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金												
改定日	㎡	円	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	35㎡を超え 54㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え の部分	1㎡につき 14㎡	10	1,175	140	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	35㎡を超え 54㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え の部分	1㎡につき 14㎡	10	1,175	140			
平成 10.12.24																							
12. 5.1																							
16. 5.1																							
改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		超過料金 (円/㎡)		基本水量	料金	超過料金		基本水量	料金	超過料金									
平成 18.4.1	一般用	㎡	円	10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 84 ³ までの部分	84 ³ を超え 80 ³ までの部分	85 ³ を超える部分											
				10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 84 ³ までの部分	84 ³ を超え 80 ³ までの部分	85 ³ を超える部分											
	工場用	㎡	円	10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 100 ³ までの部分	100 ³ を超え 300 ³ までの部分	300 ³ を超える部分											
				10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 100 ³ までの部分	100 ³ を超え 300 ³ までの部分	300 ³ を超える部分											
	湯屋用	1	135																				
	福祉用	1	95																				
	臨時給水用	1	515																				

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金		超過料金 (円/㎡)						
				基本水量	料金	基本水量	料金					
平成 19.3.1	一般用	㎡	円	10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 84 ³ までの部分	84 ³ を超え 80 ³ までの部分	85 ³ を超える部分
				10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 84 ³ までの部分	84 ³ を超え 80 ³ までの部分	85 ³ を超える部分
	工場用	㎡	円	10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 100 ³ までの部分	100 ³ を超え 300 ³ までの部分	300 ³ を超える部分
				10	1,300	190	10 ³ を超え 30 ³ までの部分	30 ³ を超え 60 ³ までの部分	60 ³ を超え 80 ³ までの部分	80 ³ を超え 100 ³ までの部分	100 ³ を超え 300 ³ までの部分	300 ³ を超える部分
	湯屋用	1	135									
	福祉用	1	95									
	臨時給水用	1	515									

富士南部簡易水道事業 (1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別	一般用	
	基本水量	料金
改定日	㎡	円
平成 16. 4.1	8	1,000
	9㎡を超え 25㎡までの部分	80
	26㎡を超え 50㎡までの部分	90
	50㎡を超える部分	100

【上水道・簡易水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)				
				10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
平成 23.4.1	一般用	m ³	円	190	195	240	270	200
		10	1,300	※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置(平成25年3月31日まで) 10m ³ を超え25m ³ までの部分 80円 25m ³ を超え50m ³ までの部分 90円 50m ³ を超える部分 100円				
	工場用	m ³	円	190	195	240	270	96
	湯屋用*	1	135					
	福祉用	1	95					
	臨時給水用	1	515					

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものを使用するものをいう。

2 佐賀東部水道企業団の協定水量と用水単価の経緯

(消費税抜き)

年 度	契約水量		計画受水量	用水料金		受水費
	責任水量制	40,600m ³ /日		31円/m ³ (未供給地区)	44円/m ³ (供給地区)	
昭和59～62 昭和63～平成3			—			459,389千円 652,036千円
平成4～7		42,890m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金：62円/m ³ 使用料金：24円/m ³		1,172,081千円
平成8		39,130m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金：72円/m ³ 使用料金：34円/m ³		1,313,766千円
平成9～10	協定水量制	34,950m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金：80円/m ³ 使用料金：35円/m ³		1,314,365千円
平成11～13		31,350m ³ /日	21,000m ³ /日	基本料金：80円/m ³ 使用料金：35円/m ³		1,183,695千円
平成14～16		30,610m ³ /日	20,000m ³ /日	基本料金：82円/m ³ 使用料金：36円/m ³		1,178,957千円
平成17年4月～ 平成17年9月	変更 協定水量制	35,453m ³ /日	20,000m ³ /日	基本料金：71円/m ³ 使用料金：33円/m ³		567,157千円
平成17年10月～ 平成20年3月	変更 協定水量制	41,505m ³ /日	佐賀地区：20,000m ³ /日 諸富地区：6,052m ³ /日	基本料金：71円/m ³ 使用料金：33円/m ³	平成18年度：1,358,218千円 平成19年度：1,363,542千円	
平成20年4月～ 平成23年3月	変更 協定水量制	40,751m ³ /日	佐賀地区：20,000m ³ /日 諸富地区：5,973m ³ /日	基本料金：65円/m ³ 使用料金：30円/m ³	平成20年度：1,224,475千円 平成21年度：1,222,204千円 平成22年度：1,221,521千円	
平成23年4月～	変更 協定水量制	40,147m ³ /日	佐賀地区：20,000m ³ /日 諸富地区：5,960m ³ /日	基本料金：60円/m ³ 使用料金：29円/m ³	平成23年度：1,127,322千円 平成24年度：1,126,356千円	

協定水量算出方法について

協定水量＝(過去3年間の平均配水量×水源余裕率^{※1}－自己水源)×浄水損失(0.96)×送水損失(0.94)×配分水損失(0.94)

※1 水源余裕率＝城内の保有水源÷受水団体への1日平均配水量

変更協定水量(平成17年10月～)＝(配水量実績×水源余裕率－自己水源)×浄水損失×送水損失×水源利用率＋配分水損失×水源未利用率

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

【水道フェア2012】

期 日：平成24年6月2日（土）

場 所：ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫町）

内 容：きき水コーナー、水道相談コーナー、水道パネル展示、子ども工作教室、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、オリジナルボトル水「水とつと」配布

(2) 浄水場施設見学

見学者		人数
学 生	小学生	1,328名
	その他	7名
一 般		135名
計		1,470名

(3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

(4) 市報等での広報

- 4月15日号 公共下水道への接続をお願いします
- 6月 1日号 水道フェア2012開催のお知らせ
- 6月15日号 悪質な戸別訪問に注意
下水浄化センターでは堆肥を販売しています
- 8月15日号 市営浄化槽事業のお知らせ
- 9月 1日号 9月10日は下水道の日
- 10月 1日号 10月1日は浄化槽の日
- 3月15日号 引っ越し日が決まったら水道・下水道の届出をお早めに

(5) 水道出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
15回	15会場	448名

(6) 広報誌「上下水道だより」

市民が必要とする情報の発信を行い、水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくために、独自広報誌を定期発行しています。

- ・2012年秋号 平成24年9月 発行
- ・2013年春号 平成25年3月 発行

〈2012年秋号（表紙）〉



〈2013年春号（表紙）〉



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロート図

